

# レクサスカード会員専用 JALサービスコース参加 兼 JALマイレージバンク (JMB) 入会申込書

日本航空株式会社 御中  
トヨタファイナンス株式会社 御中

私は裏面のレクサスカード「JALサービス特約事項」を承認のうえ、JALサービスコースに申し込みます。  
また、JMB一般規約を承認のうえ、JALマイレージバンク会員に申し込みます。

※JALサービスコースは、日本にお住まいの方限定のサービスです。予めご了承ください。

お申し込み日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

フリガナ.....  
本人会員  
お名前  
(自署)..... 現在お届けの  
自宅電話番号 ( ) -  
生年月日 (大正)  
(昭和)  
(平成) 年 月 日

フリガナ.....  
自宅現住所 〒□□□□-□□□□  
お届けの  
自宅現住所・電話番号に  
変更がある場合に限り  
ご記入ください。 TEL ( ) -

■ 現在お持ちのレクサスカード会員番号(16桁)を必ずご記入ください。

会 員 番 号 □□□□□□ - □□□□□□ - □□□□□□

※法人会員さま、家族会員さまは対象外となります。

■ JALマイレージバンクへのご登録状況について、該当する数字をご記入ください。

1. JALマイレージバンク会員に入会する (JMBお得意様番号をお持ちでない場合)  
 2. すでにJALマイレージバンクに入会している

2.とご記入された方は、JMBお得意様番号(7桁または9桁)を必ずご記入ください。ご記入のない場合は、新たな番号でのご入会となります。

JMBお得意様番号 □□□□□□□□□□

※すでにお持ちのJMBお得意様番号を引き続きご利用いただけます。

※日本にお住まいのJALマイレージバンク会員限定のサービスとなります。  
※「JALサービスコース」は、本人会員さまが対象となり、家族会員さまは対象外となります。

カード会社使用欄					
受付日	処理日		検印	検印	担当者印
/ /	/ /				

## 一JMBご入会に際してー

※JALマイレージバンク(以下「JMB」といいます。)ご入会にあたっては、JMBの規約および諸規則などが適用となりますのであらかじめご了承ください。

詳細は、JALホームページ(https://www.jal.co.jp)に掲載されておりますので、ご一読のうえご入会ください。

※本申込書でのご入会は、日本に在住の個人の皆様を対象として、JMB日本地区会員へのご登録となります。

※現住所および勤務先住所を私書箱でご登録することはできません。

## レクサカード「JALサービス特約事項」

### 第1条(本サービス)

本特約に定めるサービスは、第2条に定める会員を対象にトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)と日本航空株式会社(以下「JAL」という)が提携して提供するサービスを行います。

### 第2条(対象会員)

1.本サービスは、トヨタ自動車株式会社と当社が共同で発行する個人向けレクサカードの本人会員(以下「レクサ会員」という)のうちJALが運営するJALマイレージバンク(以下「JMB」という)に申込み、JALからJMB日本地区会員(以下「JMB会員」という)として資格を付与された方(既にJMB日本地区会員となっている方を含む)を利用できる方とします。なお、本サービスを利用できる方を対象会員といいます。

2.前項で定める条件を満たした方であっても、当社所定の方法でJMBの申込みをされなかった場合、または当社およびJALが認めない場合は、本サービスの提供が受けられない場合があることを、レクサ会員は予め承諾するものとします。

### 第3条(本サービスの内容)

1.本サービスは、当社とJALが定めた条件でJALの各種サービスを提供するものです。本サービスの具体的な内容および特典を受ける諸条件・手続き等については、別途当社およびJALが発行する「ハンドブック」等に定めるところによるものとします。

2.当社およびJALが必要と認めるときはいつでも、対象会員に予めまたは事後に文書で通知して、本特約の内容を変更することができるものとします。

3.当社およびJALは、予告なしに、いつでも本サービスを終了し、または内容を変更することができるものとし、対象会員は予めその旨承認するものとします。

### 第4条(本サービスの利用資格喪失)

レクサ会員またはJMB会員のいずれか一方の会員資格を喪失した場合は、本サービスの提供を受けることはできません。但し、レクサ会員資格を喪失した場合であっても、JMB会員として提供される特典は受けられます。この場合、JMB会員規約等JALが定める諸規定に従うものとします。

### 第5条(対象会員の個人情報の取扱い)

1.対象会員は、当社およびJALが本サービスの円滑な提供をするために、以下の情報を相互に交換し、利用することに同意します。

①対象会員がレクサカード入会申込書またはJMB入会申込書に記載した属性情報

(対象会員の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号等)

②レクサカードの発行の可否(理由は除く)および発行後の会員資格喪失の事実(理由は除く)

③JAL所定のJMB会員資格ランクおよび当該資格ランクの変更の事実

④JMBの入会可否(理由は除く)およびJMB会員資格の喪失の事実(理由は除く)

2.対象会員は、JALがサービスの円滑な提供および市場調査・商品開発をするため、アンケート調査を実施し、対象会員が記載したアンケート情報を利用する場合があることに同意します。

### 第6条(本サービスに関する疑義等)

1.対象会員は、当社およびJALが認めた場合を除き、本サービスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

2.本サービスに関する疑義、その他本サービスとの運営に関して生じる疑義は、当社およびJALが定めるところにより解決するものとします。

## JMB規約(抜粋版)

JALマイレージバンク(以下、「JMB」とする)は日本航空によって運営されます。

JMBに参加登録する個人(以下、「会員」とする)はJMBに定められた本規約、およびハンドブック、JMBのホームページ並びに運送約款を理解、承認した上でこれに従うものとし、規約中の「JAL」は、日本航空(株)、(株)日本航空ジャパン、日本アジア航空(株)、(株)JALウエイズ、日本トランスオーシャン航空(株)、(株)JALエクスプレス、(株)ジェイエア、日本エアコミューター(株)、(株)北海道エアシステムと琉球エアコミューター(株)を意味するものとします。

### 1条 会員の申込み

入会は正規の書類に、必要事項を漏れなく正確に記入し、JMBに申し込む必要があります。会員がJMBに登録可能な住所は、会員が現に存する国における、会員の自宅住所および、勤務先住所に限ります。

### 3条 二重登録の禁止

お得意様番号は1名につき、1番号とします。会員が複数のお得意様番号を所持していることが判明した場合、JALはお得意様番号を一つに統合する権利を有します。また、会員登録が複数にわたっていたためにマイルが二重に積算されている場合、あるいは積算マイルに超過がある場合、会員の口座より超過分のマイル数を差し引き、適正なマイル数に訂正する権利を有します。

### 7条 登録内容の変更届出義務

会員の個人データに変更が生じた場合、会員は変更事項について、JMBに指定の方法により即時に通知する義務があります。その際、JALは会員に対し、変更を示す証明書の提出を要求する場合があります。会員からの登録内容変更の通知の未達、不備、誤り等により生じた会員の不利益に対して、JALは一切責任を負いません。

### 8条 会員資格の取消

入会后、36カ月間連続してマイルの実績がなかった会員については、JALは会員登録を抹消あるいは取り消すことができます。[ただし、JALカード、JAL FAMILY CLUB(以下、「JALFC」とする)については、対象とはなりません]

### 9条 会員の退会

退会を希望する場合は、書面にてJMBに通知するものとし、JMBによって専用の登録システムにその旨が登録された日をもって退会となります。その時点でこれまで会員が積算した全てのマイルは失効します。

### 10条 設定

会員は、所定の方法によりパスワードを登録するものとします。パスワードとして不適切と判断した場合、申請されたパスワードを、所定の方法により変更する場合があります。

### 11条 管理義務

会員はパスワードを他人に知られぬよう、善良なる管理者の十分な注意をもって管理するものとします。また、会員は、会員カードを他人に貸与、譲渡したり、カード情報を他人に提供し使用させたりすることはできません。

### 12条 変更

パスワードは変更可能です。会員は定期的に変更するように努める義務があります。変更は会員本人のみ可能とし、代理人、JMBでは出来ません。

### 13条 有効期限

マイルの有効期限は搭乗日(ご利用日)の36カ月後の月末(日本時間基準)までです。有効期限後にマイル口座に存するマイルは無効となります。JALは失効に関する一切の責任を負いません。

### 16条 利用範囲

特典は、会員および、以下の会員の中から会員が利用者を指定してご利用いただけます(以下、「指定利用者」とする)。配偶者および会員の父母、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、子、子の配偶者、孫、孫の配偶者、義父母、義祖父母、義兄弟姉妹、義兄弟姉妹の配偶者指定利用者が特典を利用する際、JALは、会員との続柄を証明できる公的書類の提出を求める場合があります。

### 31条 提携の変更

JALは、提携航空会社や提携企業との提携を事前の予告なしに変更する権利を有します。発行済みの特典に関してはその有効期限内は提携内容が変更されても各々の特典に記載された期限に従います。

### 32条 提携の終了

前条の規定にかかわらずJALは、提携航空会社や提携企業との提携を事前の予告なしに終了する権利を有します。発行済みの特典に関しては、その有効期限内は提携が終了されても各々の特典に記載された期限に従います。ただし、提携企業の突然の営業停止などを原因とする場合は除きます。

### 36条 変更の告知

JALは、本規約の内容を変更することができるものとします。JALが本規約を変更するときは、JALは会員に対し、相当の期間をおいて、本規約を変更する旨および変更後の規約内容ならびにその効力発生日をJAL Webサイトに掲示する等、適切な方法により周知します。ただし、以下に示す変更が生じる場合には、JALは会員に対し、3カ月前までに変更の告知を行います。

(A) フライトマイル対象運賃のマイル積算停止

(B) フライトマイル対象運賃のマイル積算率の変更

(C) 特典の廃止

(D) 特典レベルの変更

(E) 特典の申請に関わる条件

JALが変更内容を周知した後に、会員がマイルの積算・特典の引き換え、あるいは、JAL Webサイトにログインを行ったときは、会員は当該変更内容を承認したものとみなします。

### 37条 有効な規約

最新のJAL Webサイトまたは印刷物に記載された規約内容および告知内容は、すべて今までの規約および告知に優先するものとなります。

### 38条 本人確認

JMBの規約によって定める方法にて会員サービスの申し込み、実施がされた場合には、JMBは当該サービスの申込み、実施を有効なものとして取り扱います。

### 39条 会員資格の剥奪

A: 会員登録データに現時点で正しいデータが登録されていないこと。

B: マイル積算、特典利用などの際に虚偽の申告、通知をすること。

C: 本規約、またはその他の規程にて認められていない行為をすること。

D: その他、JALとの信頼関係を損なうとJALが判断した行為をすること。

上記の行為を行う、または行おうとした場合には、直ちに会員資格の取消(JMB会員サービスの一時的な停止を含む)、積算マイルの没収、未使用の特典の取消、損害賠償請求、将来のJMBへの再入会拒否、さらにJALあるいは所轄官庁は、しかるべき行政処分あるいは法的措置をとることがあります。

なお、損害賠償請求額は、原則として、JALに実際に発生した損害額としますが、特典航空券を不正に利用した場合、または第三者に対し不正に利用させた場合は、当該区間の普通運賃およびそれに付随する料金の合算額を損害額とみなし、当該不正を行った会員に対して請求するものとします。

### 42条 個人情報の利用

JALは、JMBに関連して提供を受けた個人情報につき、本規約に定める他、JALが定める最新の「JALグループ航空会社 個人情報保護」に準拠して取り扱います。「JALグループ航空会社 個人情報保護」は、JAL Webサイト等でご確認いただくことができます。

### 43条 旅行会社への情報提供

旅行会社において、お客さまがお得意様番号を申し出られることにより、JALから当該旅行会社に対して、お客さまのお得意様番号、氏名、年齢、性別、電話番号、会員カード種別、会員サービス資格、所属地区、車椅子等の手配の要否など、航空運送・ツアー・ホテル等航空旅行サービスの提供およびこれらに付随する業務を行うのに必要な情報が提供されます。

### 44条 提携航空会社への情報提供

JALは、提携航空会社が提供のご利用の多いお客さま向けの予約・航空運送及びこれらに付随するサービスを提供するため、JMB「FLY ON プログラム」のサービスステータスをお持ちの会員およびJALグローバルクラブ会員のお得意様番号、氏名、性別、会員サービス資格などの情報を提携航空会社に提供します。

JALは、JALが加盟するワンワールドアライアンスの事務局がJMB「FLY ON プログラム」のサービスステータスをお持ちの会員およびJALグローバルクラブ会員向けに行うサービス向上に関するアンケート調査の際、JMBに登録されている氏名、メールアドレス、会員サービス資格などの情報をワンワールド事務局に提供する場合があります。

### 45条 暴力団等反社会的勢力の排除

会員は、JALに対し、自らまたは指定利用者が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「暴力団等反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

会員は、JALがその該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に合理的な範囲で協力するものとします。会員が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、直ちにその会員資格および特典の予約等を取り消すものとします。JALは、かかる会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。